

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
教育委員会 企画管理課	10月31日	11月14日～ 1月20日	12月20日
教育委員会 学校教育課	10月31日	11月14日～ 1月20日	12月20日
教育委員会 スポーツ振興課	10月31日	11月24日～ 1月20日	12月21日
教育委員会 社会教育文化課	10月31日	11月24日～ 1月20日	12月21日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

教育委員会企画管理課

注意事項

【支出事務】

○支払事務の遅延により遅延利息が発生したもの

企画管理課から新堀小学校への配当予算において、消耗品等の購入に係る請求書 10 件を支払期限内に支払いをしていなかったことから、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条の規定による 1 件の遅延利息の支払いが生じた。

企画管理課においては、配当予算の執行状況の把握に努めるとともに、学校における請求書の適正な管理と支払事務に遅延が生じることがないように事務を改善すること。

教育委員会学校教育課

指摘事項

【支出事務】

○支払事務の遅延により遅延利息が発生したもの

学校等における感染症対策等支援事業において購入した加湿器 38 台(宮野浦小学校ほか4校)の請求書 684,090 円について、契約検査課の検収後に受領していたものの、債権者から未払いの連絡を受けるまで未処理に気付かず、支払期限から 33 日経過後に支払いをしていた。

その際、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条の規定による遅延利息 1,500 円(年 2.5%)が生じ、支出科目を新設し流用により対応していた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

○支払事務の遅延により遅延利息が発生したもの

学校教育課から新堀小学校への配当予算において、消耗品及び図書等の購入に係る請求書 9 件を長期間処理していなかったことから、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条の規定による 6 件の遅延利息(遅延日数 263 日から 169 日)の支払いが生じた。

学校教育課においては、配当予算の執行状況の把握に努めるとともに、学校における請求書の適正な管理と支払事務に遅延が生じることがないように事務を改善すること。

【外郭団体】

○会計管理が著しく不適切なもの

学校教育課が事務局を担っている中村ものづくり事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)において、令和 3 年度では新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となった事業予算で備品等(レーザープリンター、マイクスピーカー、プリンタートナー等) 350,020 円、ほかに事業終了後に予算残額で備品(パソコン 2 台) 198,415 円をいずれも年度末に 1 者随意契約で購入し、予算を使い切っていた。購入した備品には、実行委員会で購入した旨の表示もなく、過去に購入した備品を含め台帳も整備されていなかった。

経理事務では、支払遅延、立替払、インターネット通販での購入、講師謝金の源泉徴収漏れなどがあり、令和 4 年度においては、出納簿が作成されておらず、毎月の出納状況の確認がなされていなかった。

令和 3 年度の決算報告については、中村ものづくり事業の実施、運営に関する要綱(以下「要綱」という。)に決算報告、監事の規定がないことから、実行委員会に諮ることなく、課内決裁のみで処理され、また、予算(案)、予算の補正については、課内決裁も確認できなかった。

今後は、予算(案)、決算報告を実行委員会に諮るとともに、財源である中村ものづくり基金の目的、要綱の事業目的ののっとり適正な予算執行をすること。購入した備品については適正な管理に努めること。出納課作成の「市が外郭団体等の事務局を担う場合の経理基準」及び「外郭団体等経理事務の処理手順」ののっとり、適正に事務処理すること。

教育委員会スポーツ振興課

指摘事項

【契約】

○予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの

体育施設自動ドア保守点検業務委託【長期継続契約】について、設計書の認定伺の予定価格は、令和4年度が年額210,000円（税抜）、令和5年度及び令和6年度が年額252,000円（税抜）となっているが、設定した価格を超えた見積額（令和4年度：年額220,000円（税抜）、令和5年度及び令和6年度：年額264,000円（税抜））で相手方を決定し、契約を締結していた。

本来であれば、再度見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を徴取していなかったため、今後は適正な事務執行をすること。

注意事項

【事務事業】

○決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていたもの

令和3年度決算の審査対象である「財産に関する調書」について、令和3年11月に解体した外山キャンプ場赤松ヒュッテの除却処理（建物174.96㎡）がなされていなかった。令和3年12月6日に完成検査を完了していたが、建物の所管課であるスポーツ振興課から総務課への通知が令和4年6月17日と6か月以上遅延したため、決算に間に合わなかった。

公有財産の管理については、公有財産規則にのっとり、適正な財産管理をすること。

教育委員会社会教育文化課

指摘事項

【契約】

○予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの

○前年度の監査において指摘事項とされていたが、改善を行っていないもの

令和4年度の旧鳥海小学校校内清掃業務委託について、仕様書の認定伺の予定価格は、120,000円(2,400円(税抜)×50回)となっているが、設定した価格を超え、2,640円(税抜)/1回の見積額で相手方を決定し、契約を締結していた(就業回数50回は契約書別紙の仕様書に記載)。

本来であれば、再度見積書を徴取する必要があったにもかかわらず、見積書を徴取していなかった。また、令和3年度定期監査においても同様の指摘事項があったが改善を行っていなかった。今後は適正な事務執行をすること。

注意事項

【支出事務】

○支払期限内に支払いをしていないもの

光丘文庫の複合機賃貸借料令和4年8月分6,446円の請求書について、支払手続が未処理のまま誤って支払処理済みのフォルダに綴り込んでしまい、債権者から未払いの連絡を受けるまで気付かず、契約書に定める支払期限から3日経過後に支払っていた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。